

広告物等の照明やデジタルサイネージ等の映像広告(特殊装置広告)について

必要以上の照度・輝度を持った広告物等は、夜間景観から突出した印象を与えます。また、昨今普及が進んでいるデジタルサイネージ等の映像広告において高輝度な光を扱うことは、信号機の視認性を低下させたり、道路交通の安全を阻害させたりする恐れがあります。そのため、照明を伴う広告物やデジタルサイネージ等を設置又は表示する際は、必要以上の照度・輝度を持たないものとし、近隣に配慮したものとしてください。

■デジタルサイネージ等を設置するにあたっての留意点

デジタルサイネージ等の映像広告(以下デジタルサイネージ)を設置又は表示する際は以下を参考としてください。
※大きさ、高さ等の設置基準については、別に定められています。

① 設置又は表示する際の流れとお願い

ア 設置前の現地確認

デジタルサイネージの設置を計画する際は、計画段階で必ず現地確認を行ってください。交差点付近や幹線道路沿い、運転者や歩行者の目線の位置に設置を計画している場合は道路交通の安全を阻害させる恐れがないか、住宅街等に設置を計画している場合は住宅の中へ光が入り込んでしまう恐れがないか等、よく確認する必要があります。

イ 山形市まちなみデザイン課への事前相談

一般広告物は、事前協議書の提出による協議が必要となります。協議後に許可申請書を提出していただき、まちなみデザイン課より許可書を交付します。許可書には許可条件を記載しますので、ご確認のうえ遵守してください。

自家広告物は、事前協議書や許可申請書の提出は不要ですが、条例への適合状況等を確認しますので、設置計画について事前にまちなみデザイン課へ相談をお願いします。

ウ 設置工事完了後の試験運転

設置完了後は必ず現地で試験運転を行い、輝度等の調整をしてください。昼間及び夜間ともに問題がないか確認する必要があります。また、主に交差点付近に設置する場合等、設置場所によっては試験運転時に市職員が立ち合いを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

エ 放映開始後

放映を開始した後は、定期的に、また、放映内容を更新するたびに現地確認を行ってください。放映内容や使用する色彩等によって、近隣への影響が大きくなる場合があります。

② 設置又は表示する際の注意事項

ア 輝度

夜間から早朝*の輝度は以下の表を参考としてください。なお、表はあくまでも目安です。製品の仕様や設置場所等によって見え方は異なり眩しく感じることもあるため、必ず現地で調整を行ってください。

地域対象イメージ	発光面の平均輝度の最大許容値(看板)
・自然公園 ・自然景観地域 ・田園 ・里地 など	50cd/m ² ※深夜は消灯することが望ましい
・郊外 ・田園、山間地域の集落、町、村 など	400cd/m ²
・都市の周辺 ・都市周辺住宅地 ・市街地(工業地域) など	800cd/m ²
・都市中心部 ・繁華街 ・商店街 ・オフィス街 など	1,000cd/m ²

「光害対策ガイドライン」(環境省)P20~P21を参考に加工して作成

※夜間から早朝とは(山形市の日没及び日の出時刻を参考に設定したもの)

4月~8月:18時00分~5時30分

9月~3月:16時00分~7時00分

この時刻を目安に輝度の切り替えを行ってください。

イ 色彩

地色に高明度の色彩を使用すると、より眩しく感じる場合があります。地色には白色が使用されることが多いですが、少し明度を落とした灰色にしたり、高明度の色彩の使用割合を少なくしたりする等の工夫を施すことで、同じ輝度でも眩しさを軽減できます。

ウ 内容

過度に点滅したり、動きの速い映像を表示したりすることは避けてください。

お問い合わせ先 山形市まちづくり政策部まちなみデザイン課屋外広告物係
TEL 023-641-1212(内線 525、526)
E-mail machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp